

## 施設等使用料（概要版）

施設名	利用区分	使用料 / 1時間当たり（単位：円）				利用定員
		市内利用者	市外利用者	市内利用者 + 営利目的	市外利用者 + 営利目的	
		—	2倍	2倍	3倍	
コンベンションホール	全面使用	2,000	4,000	4,000	6,000	全面使用で最大300人 (半面使用で120人) (ただし、椅子席のみを使用した場合)
	半面使用	1,000	2,000	2,000	3,000	
	冷暖房費(全面)	2,000	4,000	4,000	6,000	
	冷暖房費(半面)	1,000	2,000	2,000	3,000	
会議室		—	4倍	4倍	6倍	利用定員
	3A	200	800	800	1,200	各部屋54人 (3室利用で最大195人)
	3B	200	800	800	1,200	
	3C	200	800	800	1,200	

※会議室の使用料には冷暖房費が含まれています。

付帯設備	設備名		4時間以内	4時間を超え 8時間以内	8時間を超える
	音響設備	マイクを含む。ポータブル型ワイヤレスアンプ除く	2,000	4,000	6,000
映像投影設備	吊下式プロジェクタ・スクリーン含む	2,000	4,000	6,000	
	移動式プロジェクタ・スクリーン含む	1,500	3,000	4,500	

### 【コンベンションホール使用料 計算例】

計算例① 市内利用者(コンベンションホール全面使用、冷暖房使用、付帯設備：音響使用)

- ・施設名：コンベンションホール全面
- ・利用時間：9:00～14:30 →5時間30分 →6時間(切り上げ)
- ・12,000円(ホール全面・1時間2,000円×6時間)+4,000円(音響4時間～8時間以内) = 16,000円
- ・上記使用料に実際に使用した時間を基に計算した冷暖房費が加算されます。

計算例② 市外利用者(条件は計算例①と同様)

- ・コンベンションホール使用料および冷暖房費は2倍。音響は同額。
- ・24,000円(ホール全面・1時間2,000円×6時間×2倍)+4,000円(音響4時間～8時間以内) = 28,000円
- ・上記使用料に実際に使用した時間を基に計算した冷暖房費が加算されます。

計算例③ 市内利用者+営利目的(条件は計算例①と同様)

- ・コンベンションホール使用料および冷暖房費は2倍。音響は同額。
- ・24,000円(ホール全面・1時間2,000円×6時間×2倍)+4,000円(音響4時間～8時間以内) = 28,000円
- ・上記使用料に実際に使用した時間を基に計算した冷暖房費が加算されます。

計算例④ 市外利用者+営利目的(条件は計算例①と同様)

- ・コンベンションホール使用料および冷暖房費は3倍。音響は同額。
- ・36,000円(ホール全面・1時間2,000円×6時間×3倍)+4,000円(音響4時間~8時間以内)=40,000円
- ・上記使用料に実際に使用した時間を基に計算した冷暖房費が加算されます。

計算例⑤ 市内利用者(コンベンションホール全面使用、冷暖房使用)

- ・施設名:コンベンションホール全面
  - ・利用時間:9:00~20:30(この時間帯に4日間連続で使用) →11時間30分 →12時間(切り上げ)
  - ・72,000円(ホール全面・1時間2,000円×36時間(3日分))  
+12,000円(ホール全面・1時間2,000円×12時間(4日目)×1/2)=84,000円
  - ・上記使用料に実際に使用した時間を基に計算した冷暖房費が加算されます。
- ※コンベンションホールを連続使用する場合、4日目以降の使用料は半額となります。

## 【その他参考事項】

1 市内利用と市外利用の取扱いについて

市内・市外利用の判断は、原則、主催者の所在地により判断します。

ただし、市内所在地の申請であっても、申請内容を審査し、実質、名義貸しによると判断できる場合は市外利用として取り扱います。

2 営利目的の取扱いについて

市民交流エリアの利用に当たって、次の行為は営利目的とします。

- ①法人個人を問わず、物品の販売または物品の販売に繋がる物品の説明会や展示会等(市内の商工振興のためのものを除く。)
- ②法人個人を問わず、講演会や演奏会、パーティーなどのうち、入場料を徴収し開催するなど、興行を目的とするもの
- ③学習塾や教室等の生徒や受講生を募集するための説明会等
- ④市外の法人や個人事業主が実施する社員研修会、講習会、会社説明会、総会等

3 使用料減免の取扱いについて

- ①市(市の行政機関および市の付属機関等を含む。)が主催または共催により使用するとき。(免除)
- ②国、他の地方公共団体、その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。(半額減額)
- ③市長が特に必要があると認めるとき。(免除または減額)

4 当日、他の利用者がいない場合において、時間を延長して利用された場合は、延長に係る時間分の使用料を徴収します。(開館時間以外の延長は認めません。)(使用料は後日発行する納付書により納付してください。)

5 申請以外に付帯設備および冷暖房を使用された場合は、施設使用后、その使用料を徴収します。(使用料は、後日発行する納付により納付してください。)

6 コンベンションホールを連続使用する場合、4日目以降の使用料は半額となります。

7 付帯設備については、申請者(市内・市外)および利用目的(営利)による使用料の区別はありません。